

新型コロナウイルス感染拡大防止のための桜の聖母短期大学の行動指針

令和3年 4月15日現在 危機管理部

本学危機レベル	段階		施設利用制限	授業による施設利用制限	学内関係者以外への入構	授業 (講義・演習・実習等)	学外実習	学生の見学・課外活動等	生涯学習センター (社会人受講者活動等)	入学試験等	学内会議	教職員勤務体制	研究室・実験室における研究活動等
	0	通常											
—	0	通常	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
【Lv0】 県内で患者が発生していない場合	1	一部制限	制限なし	制限なし	感染対策を実施の上、入構可	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業を行います。ただし、最終的には危機管理委員会で協議します。	実習先と協議をしながら、実習を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、学生の見学・課外活動等を許可します。	感染拡大に最大限の配慮をして、社会人受講者活動等を許可します。	受験生間で不利がないよう、感染拡大に最大限の配慮をして、入学試験等を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。	●感染拡大の防止に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができます。
【Lv1】 県内・市内で発生報告があった場合	2	制限-小	制限なし	制限なし	感染対策を実施の上、入構可	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業を行います。ただし、最終的には危機管理委員会で協議します。	実習先と協議をしながら、実習を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、学生の見学・課外活動等を許可します。	感染拡大に最大限の配慮をして、社会人受講者活動等を許可します。	受験生間で不利がないよう、感染拡大に最大限の配慮をして、入学試験等を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。	●研究活動は続行できますが、感染拡大の防止に最大限の配慮をしつつ、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。
【Lv2】 福島市緊急警報等があった場合	3	制限-小	制限なし *感染対策の強化(昼食時間帯等)	制限なし *感染対策の強化(3密の回避等)	感染対策を実施の上、入構可	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業を行います。ただし、最終的には危機管理委員会で協議します。	実習先と協議をしながら、実習を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、学生の見学・課外活動等を許可します。	感染拡大に最大限の配慮をして、社会人受講者活動等を許可します。	受験生間で不利がないよう、感染拡大に最大限の配慮をして、入学試験等を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。	●研究活動は続行できますが、感染拡大の防止に最大限の配慮をしつつ、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。
【Lv3】 福島県緊急事態措置に基づき、施設使用制限の要請があった場合	4	制限-中	出入口・教室利用等制限	出入口・教室利用等制限	感染対策を実施の上、入構可	危機管理委員会で協議の上、遠隔授業を積極的に実施します。ただし、感染防止に配慮をして対面授業を実施することができます。 *登校を控える事態(施設使用制限)が想定される場合(事前段階含)、危機管理委員会で遠隔授業への転換を判断します。	実習先と協議をしながら、実習を行います。ただし、最終的には危機管理委員会で協議します。	危機管理委員会で協議します。	危機管理委員会で協議します。	危機管理委員会で協議します。	対面会議は必要最小限とし、必要に応じてオンライン会議に移行します。	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、職員の時差出勤と、別室勤務等で人数削減等を推奨します。	●現在進行中の実験・研究を継続するために必要な最小限度の研究室関係者のみ、部長長など管理監督者の許可の下で、研究室・実験室への立ち入りが可能です。 ●立ち入る研究・実験室関係者は、現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外は自宅での作業とします。
【Lv4】 学内で感染者や濃厚接触者が発生した場合(学生と教職員) または緊急事態宣言発令時	5	制限-大 (1人感染者や濃厚接触者が発生した場合) *学生及び教職員共	感染者の連絡があった日から1日間は入構禁止。(教職員は在宅勤務)とします) また、濃厚接触者の場合は学科・専攻・コース単位で状況を判断する。 *学内消毒作業実施	遠隔授業の準備や配信で入構の場合は、部長長など管理監督者の許可が必要です。	入構禁止	感染者の連絡があった日から1日間、授業は休講(2日目から原則1週間は、学生の入構禁止・遠隔授業のみとします。)なお、連絡のあった日から1週間、感染者や濃厚接触者の報告がない場合原則対面授業に戻しますが、報告があった場合は遠隔授業の期間を延期します。また、濃厚接触者の場合は学科・専攻・コース単位で状況を判断する。*教職員(兼任含)の中で自宅にICT環境がない場合は、部長長など管理監督者の許可を得て短大内で行うことができます。	実習先と協議し、実習の見合わせや中止・延期について決定する。ただし、最終的には危機管理委員会で協議します。	危機管理委員会で協議します。	危機管理委員会で協議します。	危機管理委員会で協議します。	原則として、オンライン会議のみ行います。 [経営の意思決定等に係る会議は除く]	*緊急連絡網により教職員宛電話連絡ならびに緊急一斉メールにて通知。 現在進行中の重要な事務の継続のため必要最小限の者が短時間出勤する体制とします。それ以外は在宅勤務とし、構内立入には部長長など管理監督者の許可を必要とします。 ●入構する教員は、事前に部長長など管理監督者に連絡願います。 ●タイムカードに打刻し、記録を残します。	●以下の研究室・実験室関係者のみ、部長長など管理監督者の許可の下で、研究室・実験室への立ち入りが可能です。 1)研究・実験を中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の者 2)進行中の実験の終了または中断する業務に係る者 3)生物の世話、研究材料の補充やサーバー等の維持のために一時的に入室する者 ●入構する教員は、事前に部長長など管理監督者に連絡願います。 ●タイムカードに打刻し、記録を残します。
	6	原則禁止 (クラスター発生、5人以上) *学生及び教職員共	連絡があった日から1日間は入構禁止(教職員は在宅勤務)とします。*学内消毒作業実施	遠隔授業の準備や配信で入構の場合は、部長長など管理監督者の許可が必要です。	入構禁止	連絡があった日から1日間、授業は休講(2日目から原則1週間は、学生の入構禁止・遠隔授業のみとします。)なお、連絡のあった日から1週間、感染者や濃厚接触者の報告がない場合原則対面授業に戻しますが、報告があった場合は遠隔授業の期間を延期します。 *教職員(兼任含)の中で自宅にICT環境がない場合は、部長長など管理監督者の許可を得て短大内で行うことができます。	実習先と協議し、実習の見合わせや中止・延期について決定する。ただし、最終的には危機管理委員会で協議します。	危機管理委員会で協議します。	危機管理委員会で協議します。	危機管理委員会で協議します。	危機管理委員会で協議します。	オンライン会議のみ行います。	*緊急連絡網により教職員宛電話連絡ならびに緊急一斉メールにて通知。 全施設を閉鎖し、緊急的業務以外は、在宅勤務とします。構内立入には部長長など管理監督者の許可を必要とします。 ●短大機能の最低限の維持のために必要な場合に限り、部長長など管理監督者の許可の下で一時的に研究室への立ち入りが可能です。 ●入構する教員は、事前に部長長など管理監督者に連絡願います。 ●タイムカードに打刻し、記録を残します。